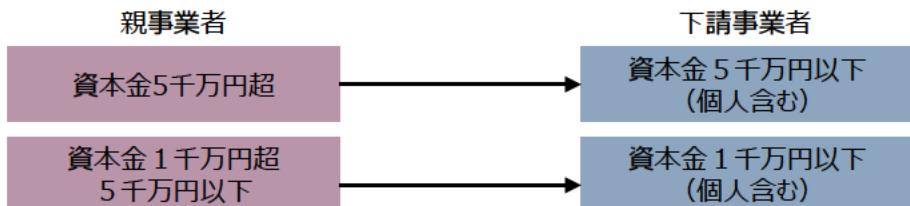


1. ガイドラインに関する法令について

本ガイドラインに関する法律は、主に①下請法、②独占禁止法（うち、優越的地位の濫用）です。

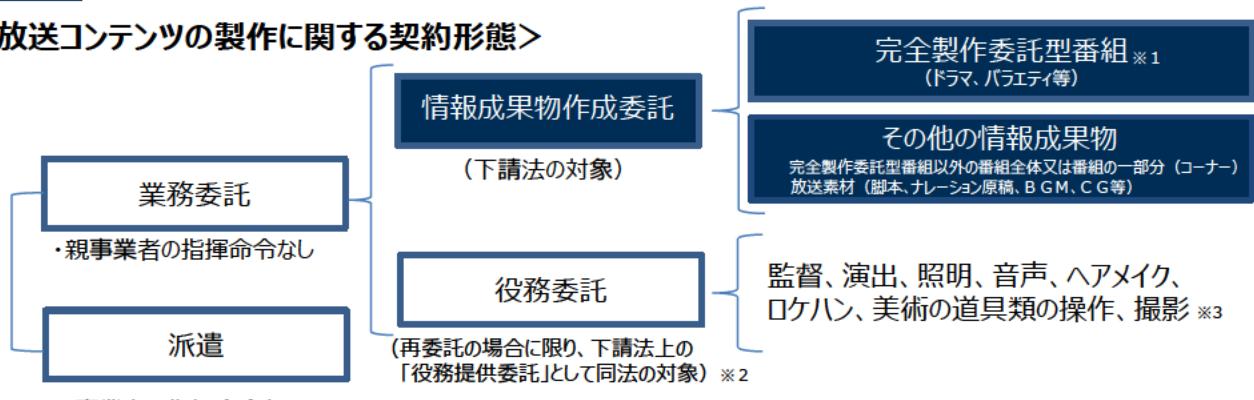
①下請法

以下の図のとおり、親事業者は、書面の交付義務等の4つの義務と、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止等の11の禁止行為について、下請法の規制を受けることになります。放送コンテンツの取引は、下請法上の「情報成果物作成委託」に該当します。



義務	①書面の交付義務、②書類の作成・保存義務、③支払期日を定める義務、④遅延利息の支払義務
禁止行為	①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、④返品の禁止、⑤買いたたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

<放送コンテンツの製作に関する契約形態>



※ 1 :「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(総務省)で定義している「完全製作委託型番組」(※)を指す。

※ 2 :「製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までを全て自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていく放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたものをいう。」

※ 3 :親事業者が自ら用いる役務の場合、下請法は適用されない。

※ 4 :VTR等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当。

②独占禁止法（優越的地位の濫用の考え方）

発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合に、当該発注者の受注者に対する、正常な商慣習に照らして不當に、不利益を与える行為（買いたたき等）が禁止されています。

優越的地位に該当するかは、「取引依存度」や「委託者の市場における地位」、「取引先変更の可能性」等から総合的に判断されますが、ほとんどの製作取引において、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえます。また、番組製作会社間の取引においても、発注者が取引上優位にある可能性もあります。こうした優越的地位の濫用に該当するおそれがある行為類型は、以下のようなものが挙げられます。

行為類型

- ①購入・利用強制、②不当な経済上の利益の提供の要請、③受領拒否、④返品、⑤支払遅延、⑥減額、⑦その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

③その他重要な法令

a)著作権法

著作権法上、製作された番組に対する「発意」と「責任」を有する者に著作権が帰属します。番組の製作に発意と責任を有する者とは、番組を製作する意思を有し、同番組の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同番組の製作に関する経済的な収入・支出の主体となる者と解されています。

＜契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等に関する一般的・概括的な整理表＞

業務委託の類型	ガイドライン上の契約形態(発注内容)	放送局の番組単位の種別	番組の様様 〔著作権法上の「発意と責任」の所在〕	原始的な著作権の帰属 〔著作権譲渡の有無〕	二次使用料の分配
情報成果物作成委託	完全製作委託型番組	① 完全製作委託型番組 (番組全体) (民放)	番組全体 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者 (製作会社) 〔著作権譲渡はほぼ無し〕	あり
		② 局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者 (製作会社) 〔放送局に著作権譲渡あり得る〕	あり／なし 〔契約上の著作権の帰属による〕
	完全製作委託型番組以外の番組全体又は番組の一部分(コーナー)	③ 外部制作委託 (NHK)	番組全体 〔発意と責任がNHKと製作会社〕	NHKと製作会社 〔著作権は共有〕	あり
		④ 局製作番組 (民放)	番組全体 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
		⑤ 局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
		⑥ 放送素材 (脚本、ナレーション原稿、BGM、CG等)	局製作番組 (民放) 外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材 (著作物) 〔著作者が下請事業者 (製作会社)〕	なし 〔脚本等の場合の許諾の場合あり得る〕 外部一部委託 (NHK) は契約に基づく特別報酬の支払あり
		⑦	局製作番組 (民放) 外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材 (非著作物) 〔著作権法の対象外〕	— 〔著作権法の対象外〕
役務委託	監督／演出、照明、音声等の委託	⑧ 局製作番組 (民放) 演出委託 (NHK) 外部一部委託に含まれる役務委託部分 (NHK)	— 〔著作権法の対象外〕	— 〔著作権法の対象外〕	なし 外部一部委託 (NHK) は契約に基づく特別報酬の支払あり

なお、発注者と受注者のどちらに著作権が帰属するのか、認識の相違が生じないようにするために、発注段階において、発注者は受注者に対し、「業務委託の類型（情報成果物作成委託／役務委託）」、「放送局の番組単位の種別」のどれに該当する取引の発注か外形的に明確にすることが必要です。

b)下請中小企業振興法

下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者によるべき振興基準の策定が規定されています。平成30年12月には同基準が改正され、「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設されており、以下のような行為をはじめ、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされています。

親事業者による不適切な行為	① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更 ② 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額 ③ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延 ④ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請 ⑤ 過度に短納期となる時間指定配達、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配達 ⑥ 納期や工期の過度な特定時期への集中
---------------	---

2. 留意すべきポイントについて

本ガイドラインでは、主に5つの項目において、具体的な事例とともに、下請法あるいは独占禁止法などに該当しないかを検討しています。ここでは、主要なポイントを紹介します。

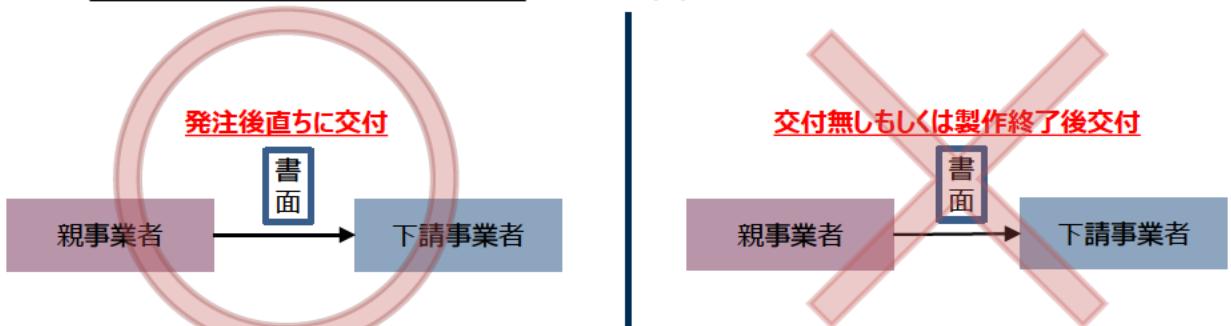
書面の交付

■書面の交付は義務

下請法では、情報成果物作成委託の取引を行う場合に、委託内容に関する発注書面の交付義務が定められています。その書面には支払代金の額や支払期日などの事項が記載されている必要があります。

■書面は直ちに交付

書面は、発注に際して直ちに交付する義務があります(※)。



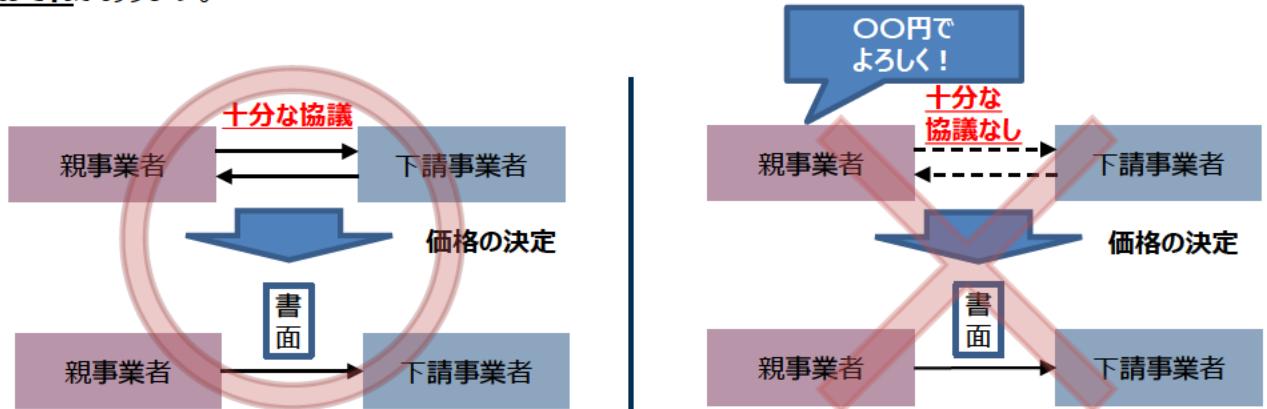
(※) 書面の必要記載事項のうち、その内容が定められないと正当な理由がある場合は、当該事項以外の事項を記載した書面(当初書面)を交付することが認められます(ただし、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定める予定期日を当初書面に記載する必要あり)。当初書面に記載していない事項については、下請事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならず、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面(補充書面)を交付しなければなりません。また、当初書面と補充書面とで同じ注文番号を用いる等、相互の関連性を明らかにする必要があります。

- なお、製作会社又は局から要請があった場合、金額が大きい場合、個人情報を扱う場合、海外での業務など安全管理上の懸念がある場合においては、下請法の対象以外の取引についても、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨します。

取引価格の決定

■一律の発注費用削減は「買いたたき」に該当するおそれ

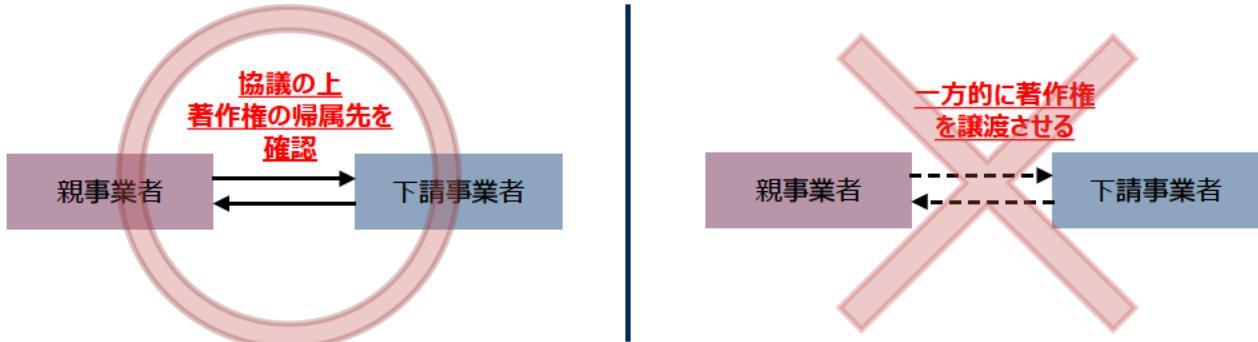
下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」として禁止されています。例えば、取引価格の決定において、十分な協議が行われず、過去の製作費と比べて明らかに下回っている場合や、一律に一定比率の削減などは、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあります。



著作権の帰属

■十分な協議の無い著作権の譲渡は独占禁止法・下請法違反になるおそれ

著作権の帰属は、製作実態も踏まえて判断することが重要です。発注者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権を発注者に譲渡せる場合は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、著作権の譲渡の対価について十分な協議を行わず、発注者が一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合は、下請法上の「買いたたき」に該当します。



取引内容の変更・やり直し

■受領後の追加業務は下請法・独占禁止法違反になるおそれ

下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の取引内容の変更・やり直しにより、下請事業者の利益を不当に害してはならないとされています。親事業者側の事情により、受領後に追加的な業務が発生した際に、必要となる費用を親事業者が負担していない場合は、下請法あるいは独占禁止法上問題となるおそれがあります。



その他

a) 支払期日はVTR等を受領した日から起算して60日以内：下請法では、「下請代金の支払遅延」として、親事業者が、VTR等を受領した日から起算して60日以内に下請代金を全額支払わないことは禁止されています。

b) 取引先の都合を理由とした減額：下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないに下請代金の額を減ずることを禁じています。親事業者が出演者の選定を行った際に出演料が高額となったことを理由に、下請事業者への発注金額が当初の交付書面より減額された場合は下請法上問題となります。

c) アニメの製作における局印税：放送局が、一方的に二次利用の収益配分（例：「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる設定権利範囲、高すぎる料率等）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上問題となるおそれがあるため、事前に製作委員会の構成員において十分な協議が行われることが必要です。

■ 本ガイドラインに関するお問い合わせ先 ■

総務省 情報流行政局 情報通信作品振興課 コンテンツ適正製作取引推進室

メールアドレス : torihiki_tf_atmark_ml.soumu.go.jp

※送信の際は「_atmark_」を「@」に変更下さい。